

国道8号関川大橋アンダーBOXで落書き被害の発生

上越市^{じょうえつ}新光町^{しんこうちょう}地先の関川大橋左岸横断BOX内において、5月15日に当事務所職員により落書きを発見しました。

高田河川国道事務所では厳正に対処するため、6月1日に上越警察署へ被害届を提出しました。みだりに道路に落書き(道路の汚損)をすると、処罰(一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金)の対象となります。また、このような景観を損ねる行為は、決して許されるものではありません。なお、落書きの消去作業にかかる費用については、加害者が判明次第、全額請求する予定です。

※道路法第四十三条では、みだりに道路を損傷し、又は汚損することを禁止しており、同法第百二条で罰則が規定されています。

被害状況

← 新潟方面 国道8号 富山方面 →



落書き全体

0.9m



3.6m

※著作権法に抵触する恐れがあることから、画像を一部加工しています。

お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局

高田河川国道事務所 TEL: 025-523-3136(代表)

〒943-0847 上越市南新町3番56号

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>

■ 道路管理第一課長 水島 輝昭

みずしま てるあき



高田かわこく
ホームページ



高田かわこく X

※記者発表資料は高田かわこくHPにも掲載しております。

位置図

